

## 合志市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和4年7月11日(月)午後1時30分から午後2時50分

2. 開催場所 合志市役所2階大会議室

3. 出席委員(13人)

会長	14番	福嶋	求仁子
会長職務代理者	1番	平山	和敬
委員	2番	清原	啓喜
〃	4番	平野	昭代
〃	5番	高島	一久
〃	6番	村上	幸記
〃	7番	長野	昌治
〃	8番	齋藤	典夫
〃	9番	野田	隆一
〃	10番	城	英夫
〃	11番	青木	恵夫
〃	12番	岡田	政広
〃	13番	坂口	正子

4. 欠席委員(1人)

委員	3番	上野	育夫
----	----	----	----

5. 議事日程

(1)議事録署名者

(2)農家調査及び現地調査員

(3)議案

第1号議案 農地法第3条第1項の規定による許可申請について

第2号議案 農地法第4条第1項の規定による許可申請について

第3号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請について

第4号議案 農業経営基盤強化促進事業における掘り起こしについて

第5号議案 あっせん委員の指名について

6. 農業委員会事務局職員

局長 坂上 範行

次長 竹田 直広

主幹 秋吉 秀美

○事務局長 それでは、ただいまより令和4年7月の農業委員会総会を開会いたします。

開会にあたり、福岡会長からご挨拶を申し上げます。

○会長（福岡求仁子君） 皆さんこんにちは。田植えのほうも一段落といったところでしょうか、まだ終盤の方もいらっしゃるかと思いますが、毎日暑い日が続いておりますので、どうぞお仕事の際には、熱中症など十分注意をして、倒れないようお気をつけいただければと思っております。

さて、6月から7月にかけて農業委員会のほうは、特に女性の会のほうに関しましては、総会等が続いております、熊本県内の女性の会のほうでは、先月研修会と併せて、去年の総会を報告させていただいたところでございます。

また、その中で、現在熊本県の県庁の農林水産部の農林水産政策課の課長が徳永浩美さんと申しまして女性の方でございます。抜擢ということで、女性の課員の中で特に女性の登用などが進んでおりますので、いろいろな国の政策、あるいは県の思い、そういったところをいろいろお話を聞かせていただきました。

特に、徳永課長になりましてから、この前、大きな事案がありましたアサリの問題であるとか、かなり早く収束したのではないかと思います、女性の力も大きかったのではないかなと思っております。

それから、TSMCの関連企業の用地を合志市内に24ha持つてくるというお話を前回させていただいたんですけれども、そのお願いのほうも県のほうに行かせていただきました。こちらは熊本県の商工労働部の産業振興局局長の内藤様、こちら女性の方でございます。大変私も緊張して出かけたんですけれども、局長が女性の方ということで、本当にやわらかくお話を進めさせていただいたのと、合志土地改良区の渡邊理事長、県のほうにお勤めでしたので、本当に力強くご一緒させていただいたことを大変喜んでおります。こちらのほうは報告いたします。

また、事務局長のほうからも後ほど、推進委員さんのほうには今回が初めてかと思っておりますので、お話をさせていただければと思っております。

女性の登用ということで、今、男女共同参画の中では、第5次計画として、令和25年度までに女性の登用、特に決定機関の中への女性の3割登用というのが言われておまして、農業委員会のほうでもそれぞれの市町村で首長などをお願いをしに行っているところです。

合志市の現状としては、今、14名の農業委員会のうち3名ということで、まだ30%には達しておりません。5名まで持つてこられればうれしいなと思っておりますし、また推進委員さんの中にも女性の方が入っていただければ大変うれしいと思って、全国の現状というものを聞かせていただいたところでした。

特に、私としては、男性の皆さんの理解があればすぐに達成する問題ではないかと思っております。男性の皆さんのひと言が、女性でもいいんじゃないかというひと言が女性の登用につながっていくかと思っておりますので、ぜひ率先して合志市のほうは男性の応援をお願いしたいと思っておりますのでございます。

少しお話のほうも結果報告など含めて長くなりましたけれども、きょうの審議のほうも第5条のほうが少し多くなっております。どうぞ最後まで皆様の慎重審

議いただきますようよろしくお願いいたします。

○事務局長 それでは、本日の総会の成立についてご報告いたします。

本日は、3番、上野委員から欠席の連絡が入っておりまして、委員14名中13名の出席でございます。よって、合志市農業委員会会議規則第6条の規定により、過半の委員がおそろいでございますので、本日の総会が成立することをご報告いたします。

では、このあとの議事につきましては、会議規則により、会長より進行をお願いいたします。

○議長（福嶋求仁子君） それでは、会議前に注意事項を申し上げます。会議中の携帯電話につきましては、電源を切られるかマナーモードにされますようお願いいたします。また、会議中での委員の私語につきましては、慎んでいただきますよう併せてお願いいたします。特に何か質疑や質問があれば、挙手により発言をするようお願いいたします。

-----○-----

#### （1）議事録署名者

○議長（福嶋求仁子君） それでは、3番の議事に入ります。議事録署名者につきましては、7番の長野委員、8番の齋藤委員を指名しますので、よろしくお願いいたします。

-----○-----

#### （2）農家調査及び現地調査員

○議長（福嶋求仁子君） 農家調査及び現地調査員につきましては、1番の平山委員、5番の高島委員、7番の長野委員、10番の城委員、11番の青木委員、それから上野委員にかわりまして山崎推進委員のほうにお願いしたいと思っております。

以上6名の皆様方へは適宜意見をお伺いいたしますので、どうぞよろしくお願いいたします。

-----○-----

#### （3）議案

○議長（福嶋求仁子君） それでは議案に入ります。

第1号議案、農地法第3条第1項の規定による所有権移転につきまして上程いたします。

所有権移転、番号1につきまして、事務局に説明を求めます。

○事務局 それではご説明申し上げます。議案書1ページをお開きください。

番号1、申請人の住所、氏名、土地の表示につきましては議案書のとおりとな

っています。申請の理由は、夫婦間での贈与でございます。

続けて申請地の場所ですが、議案書、別紙1ページの図面中央の斜線部分が申請地です。廃プラ処理組合南側、東京エレクトロン九州西側になります。

2ページが申請地の現況写真です。

次に3ページをご覧ください。保有されている農業機械の写真です。

次に4ページをお開きください。

まず、第1号の全部効率利用要件についてですが、保有機械、労働力、技術面からみて耕作する農地のすべてを効率的に利用できると見込まれ該当しません。

第2号の農地所有適格法人の要件についてですが、譲受人は個人であり、該当しません。

第3号の信託要件は信託ではないので該当しません。

第4号の農作業常時従事要件は、年間150日以上農作業を行うと見込まれ、該当しません。

第5号の下限面積要件につきましては、耕作面積が50a以上のため、該当しません。

第7号の地域との調和要件は、以前より甘藷畑として利用してある農地で、許可後も、甘藷を作付けされる予定です。周辺農地への支障はないものと考えられ該当しません。

以上1号から7号まで該当する項目はないと思われます。

よろしく申し上げます。

○議長（福嶋求仁子君） 事務局の説明に関いたしまして、担当地区の11番、青木委員に農家及び現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。

○11番（青木恵夫君） それでは、農家及び現地調査につきましてご報告いたします。

6月30日の午後13時30分ごろに、私と櫻井推進委員と事務局で現地調査をいたしました。今回の申請理由は、夫婦間の贈与です。譲渡人は農業を一緒に頑張っている申請人について、自分名義の農地があったほうがよいし、持たせたいと考えておられ今回の申請となりました。

よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（福嶋求仁子君） ありがとうございます。

ただいま事務局、委員さんからの説明が終わりました。この件に関して、農業委員さん並びに推進委員さん方から、何かご意見やご質問はありませんでしょうか。質問はございませんか。

（「ありません」の声あり）

○議長（福嶋求仁子君） それでは、ご意見、ご質問がないようでございますので採決を行います。第1号議案、農地法第3条第1項の規定による所有権移転、番号1について、承認することに異議がない方は挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

○議長(福嶋求仁子君) ありがとうございます。全員挙手でございます。

よって、第1号議案、農地法第3条第1項の規定による所有権移転、番号1は、原案のとおり可決されました。

続きまして、第1号議案、農地法第3条第1項の規定による所有権移転につきまして上程いたします。

所有権移転、番号2につきまして、事務局に説明を求めます。

○事務局 同じく議案書1ページ下段をご覧ください。

所有権移転、番号2、申請人の住所、氏名、土地の表示につきましては議案書のとおりです。今回の申請理由は、規模拡大のための売買です。

続けて申請地の場所ですが、議案書、別紙5ページをご覧ください。

市役所南側、図面中央斜線部分が申請地です。

次に6ページをお開きください。現地写真です。

次の7ページは、保有されている農業機械です。

次に8ページをお開きください。

まず、第1号の全部効率利用要件についてですが、保有機械、労働力、技術面からみて耕作する農地のすべてを効率的に利用できるの見込まれ、該当しません。

第2号の農地所有適格法人の要件についてですが、譲受人は個人であり、該当しません。

第3号の信託要件は信託ではないので該当しません。

第4号の農作業常時従事要件は、年間150日以上農作業を行うと見込まれ、該当しません。

第5号の下限面積要件につきましては、耕作面積が50a以上のため、該当しません。

第7号の地域との調和要件は、申請地は、申請人が地主より、口頭契約で借り受け、耕作をされていました。口頭契約を解消するため、地主と相談をし、今回の売買が成立しました。所有権移転後もかわりなく作付けされるため、周辺農地への支障はないものと考えられ該当しません。

以上1号から7号まで該当する項目はないと思われまます。

よろしく申し上げます。

○議長(福嶋求仁子君) 事務局の説明に関連いたしまして、担当地区の11番、青木委員に農家及び現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。

○11番(青木恵夫君) それでは、農家及び現地調査につきましてご報告いたします。

6月30日午後に、私と渡邊推進委員と事務局で現地調査をいたしました。申請の理由は、規模拡大のための売買です。申請地は申請人が口頭契約にて借り受け、飼料やトウモロコシを作付けされていました。口頭契約の解消と今後のことを地主と相談され、申請となりました。特に問題はないと思います。

よろしくご審議お願いいたします。

○議長（福嶋求仁子君） ありがとうございます。

ただいま事務局、委員さんからの説明が終わりました。この件に関して、農業委員さん並びに推進委員さん方から、何かご意見やご質問はございませんでしょうか。特にご質問はございませんか。

（「ありません」の声あり）

○議長（福嶋求仁子君） それでは、ご意見、ご質問がないようでございますので採決を行います。第1号議案、農地法第3条第1項の規定による所有権移転、番号2につきまして、承認することに異議がない方は挙手をお願いいたします。

（挙手全員）

○議長（福嶋求仁子君） ありがとうございます。全員挙手でございます。

よって、第1号議案、農地法第3条第1項の規定による所有権移転、番号2は、原案のとおり可決されました。

続きまして、第1号議案、農地法第3条第1項の規定による所有権移転につきまして上程いたします。

所有権移転、番号3につきまして、事務局に説明を求めます。

○事務局 続けて、議案書2ページです。所有権移転、番号3、申請人の住所、氏名、土地の表示につきましては議案書のとおりとなっています。申請の理由は、事業拡大のための売買でございます。

続けて申請地の場所ですが、議案書、別紙9ページとなります。図面の上庄川を挟み左側斜線部分2筆と中央下部1筆が申請地です。

10ページが現況写真です。現地は長年、口頭契約で借り受け、水稻の作付けをされておりまして。

11ページは、保有されている農業機械の写真です。

次に12ページをお開きください。

まず、第1号の全部効率利用要件についてですが、保有機械、労働力、技術面からみて耕作する農地のすべてを効率的に利用できると見込まれ、該当しません。

第2号の農地所有適格法人の要件についてですが、譲受人は個人であり該当しません。

第3号の信託要件は信託ではないので該当しません。

第4号の農作業常時従事要件は、年間150日以上農作業を行うと見込まれ、該当しません。

第5号の下限面積要件につきましては、耕作面積が50a以上のため、該当しません。

第7号の地域との調和要件は、申請地は水田で、申請人が長年作付けされておりまして。水田の周辺もきれいに管理され、整えられておりました。周辺農地への支障はないものと考えられ該当しません。

以上1号から7号まで該当する項目はないと思われます。  
よろしく申し上げます。

○議長（福嶋求仁子君） 事務局の説明に関連いたしまして、担当地区の7番、長野委員に農家及び現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。

○7番（長野昌治君） それでは、農家及び現地調査につきましてご報告いたします。  
6月30日、私と村上推進委員と事務局とで現地調査をいたしました。今回、申請の理由は規模拡大のための農地の売買です。申請人は長年申請地を賃借にて借り受け、水稻を作付けされておりました。今回、地主等の売買の話がまとまり、申請となりました。今後も水稻を作付けされるそうです。特に問題はないと思います。  
よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（福嶋求仁子君） ありがとうございます。  
ただいま事務局、委員さんからの説明が終わりました。この件に関して、農業委員さん並びに推進委員さん方から、何かご意見やご質疑はございませんでしょうか。特にございませんか。

（「ありません」の声あり）

○議長（福嶋求仁子君） それでは、ご意見、ご質問がないようでございますので採決を行います。第1号議案、農地法第3条第1項の規定による所有権移転、番号3について、承認することに異議がない方は挙手をお願いいたします。

（挙手全員）

○議長（福嶋求仁子君） ありがとうございます。全員挙手でございます。  
よって、第1号議案、農地法第3条第1項の規定による所有権移転、番号3は、原案のとおり可決されました。  
続きまして、第2号議案、農地法第4条第1項の規定による農地の転用につきまして上程いたします。  
農地の転用、番号1につきまして、事務局に説明を求めます。

○事務局 それでは説明申し上げます。議案書の3ページをお願いいたします。  
番号1の申請人、土地の表示、地目、面積につきましては議案書に記載してあるとおりです。  
転用目的は農業用資材置場への転用です。  
議案書別紙の13ページをお願いします。図面中央右側の太枠斜線部分が今回の申請地で、合志市総合センターヴィーブル及び県道辛川鹿本線の東側に位置する農地です。  
次の14ページが申請地の現況です。

次の15ページが配置図です。申請者は畜産業を営む個人で、牧草ロール、ビニールハウス部品及びトラクター等を置き、農業用資材置場として使用する計画です。

16ページをお願いします。まず、(1)の立地基準についてですが、次の17ページにお示ししておりますとおり、おおむね10ha以上の規模の一団の農地の区域内に存在する農地であることから、第1種農地となり、原則転用することはできませんが、例外規定の農業用施設に該当するため許可可能です。

(2)の一般基準についてですが、1の資力及び信用についてですが、本申請に資金は発生しません。

3の遅滞なく供することの妥当性については、許可後直ちに事業に着手し、令和4年8月9日までに竣工の予定であり問題ないと思われま

す。6の計画面積の妥当性につきましては、資材置場の配置・規模に不合理な点は見当たらず問題ないものと思われま

す。8の周辺農地等に係る営農条件への支障の有無については、地元委員さんと事務局とで現地調査を行い問題ないことを確認しております。

9の農地の利用集積への支障の有無については、農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障はないものと思われま

す。事務局からは以上でございます。

○議長(福嶋求仁子君) ありがとうございます。

事務局の説明に関連いたしまして、担当地区の11番、青木委員に現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。

○11番(青木恵夫君) それでは、現地調査につきまして報告します。

令和4年6月30日の午後、私と渡邊推進委員、農業委員会職員とで現地調査を行い、申請代理人による申請内容などをお聞きしました。申請地の北側及び南側には農地がありますが、申請地は土手の下であり、土砂の流出や日照への影響などで特段心配はないかと思ひます。また、西側の5条申請地との間にはコンクリートブロックを設けるとのことで、土砂の流出の心配はないものと思われま

す。皆様のご審議をよろしくお願ひします。

○議長(福嶋求仁子君) ありがとうございます。

ただいま事務局、委員さんからの説明が終わりました。この件に関して、農業委員さん並びに推進委員さん方から意見や質疑はございませんでしょうか。特にご質問はございませんか。

(「ありません」の声あり)

○議長(福嶋求仁子君) それでは、ご意見、ご質問がないようでございますので採決を行います。

第2号議案、農地法第4条第1項の規定による農地の転用、番号1について、

承認することに異議がない方は挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

○議長(福嶋求仁子君) ありがとうございます。全員挙手でございます。

よって、第2号議案、農地法第4条第1項の規定による農地の転用、番号1は、原案のとおり可決されました。

続きまして、第3号議案、農地法第5条第1項の規定による農地の転用、所有権移転につきまして上程いたします。

所有権移転、番号1につきまして、事務局に説明を求めます。

○事務局 それでは説明申し上げます。議案書の4ページをお願いいたします。

所有権移転番号1の譲受人、譲渡人、土地の表示、地目、面積につきましては議案書に記載してあるとおりです。

転用目的は建築条件付売買予定地への転用で、売買による所有権移転です。

議案書別紙の25ページをお願いします。図面中央上側の太枠斜線部分が番号1の申請地で、御代志市民センター及びブルーロ合志の北側に位置する農地です。

次の26ページが申請地の現況です。

次の27ページが配置図です。申請者は不動産業を営む法人で、当該申請地を売買により取得し、建築条件付売買予定地12区画を整備する計画です。

28ページをお願いします。まず、(1)の立地基準についてですが、次の29ページにお示ししておりますとおり、申請地は前面道路に水道管及び下水道管が埋設されており、おおむね500m以内に医療施設である原田歯科医院及び公益的施設である御代志市民センターが存在しますことから、水管、下水道管が埋設されている沿道で、おおむね500m以内に2つ以上の公共施設等が存在する農地に該当するため第3種農地となり許可可能です。

(2)の一般基準についてですが、1の資力及び信用から11の法令により義務付けられている行政庁との協議の進捗状況についてまで該当のあるところについて検討を行いました。特に問題はありませぬ。

事務局からは以上でございます。

○議長(福嶋求仁子君) 事務局の説明に関いたしまして、担当地区の1番、平山委員に現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。

○1番(平山和敬君) 現地調査につきまして報告します。

6月30日の午前、私と内平推進委員、農業委員会職員とで現地調査を行い、申請代理人より申請内容等をお聞きいたしました。申請地の北側には農地がありますが、敷地境界にはコンクリートブロックを設置し、建物は境界から1.5m以上は離して建築する計画で、土砂の流出や日照への影響等、特段心配はないかと思えます。

皆様のご審議、よろしく申し上げます。

○議長（福嶋求仁子君） ありがとうございます。

ただいま事務局、委員さんからの説明が終わりました。この件に関して、農業委員さん並びに推進委員さん方から何かご意見やご質問はございませんでしょうか。特に意見はございませんか。

（「ありません」の声あり）

○議長（福嶋求仁子君） それでは、ご意見、ご質問がないようでございますので採決を行います。

第3号議案、農地法第5条第1項の規定による農地の転用、所有権移転、番号1について、承認することに異議がない方は挙手をお願いいたします。

（挙手全員）

○議長（福嶋求仁子君） ありがとうございます。全員挙手でございます。

よって、第3号議案、農地法第5条第1項の規定による農地の転用、所有権移転、番号1は、原案のとおり可決されました。

なお、本案件につきましては、転用規模が3,000㎡を超えるために、許可に際しましては、農地法第5条第3項の規定に基づき、熊本県農業委員会ネットワーク機構へ意見の聴取を行います。

続きまして、第3号議案、農地法第5条第1項の規定による農地の転用、所有権移転につきまして上程いたします。

所有権移転、番号2につきまして、事務局に説明を求めます。

○事務局 それでは説明申し上げます。議案書の4ページをお願いいたします。

所有権移転番号2の譲受人、譲渡人、土地の表示、地目、面積につきましては議案書に記載してあるとおりです。

転用目的は多目的広場への転用で、売買による所有権移転です。

議案書別紙の31ページをお願いします。図面中央の太枠斜線部分が番号2の申請地で、はあもにい保育園の北西側及び楓の森小中学校の東側に位置する農地です。

次の32ページが申請地の現況です。

次の33ページが配置図です。申請者は特別養護老人ホームの運営を行う法人で、当該申請地を売買により取得し、利用者の屋外歩行訓練のための多目的広場を整備する計画です。南側にあります既存の特別養護老人ホームと一体で利用します。

34ページをお願いします。まず、（1）の立地基準についてですが、次の35ページにお示ししておりますとおり、おおむね10ha以上の規模の一団の農地の区域内に存在する農地であることから、第1種農地となり、原則転用することはできませんが、例外規定の公共性が高い事業に該当するため許可可能です。公共性が高い事業とは、具体的には、電気通信設備、廃棄物処理施設、学校、社会福祉施設等が該当します。

(2)の一般基準についてですが、1の資力及び信用から11の法令により義務付けられている行政庁との協議の進捗状況についてまで該当のあるところについて検討を行いました。特に問題はありません。

事務局からは以上でございます。

○議長（福嶋求仁子君） 事務局の説明に関連いたしまして、担当地区の山崎推進委員さんへ、現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。

○推12番（山崎健志君） それでは、現地調査についてご報告します。

令和4年7月1日の午前、私と上野委員、農業委員会職員とで現地調査を行い、申請代理人により申請内容をお聞きしました。申請地の北、東、西側は農地ですが、コンクリートブロックを設置し、また、雨水については浸透柵を3基設置し、土砂、雨水流出防止に努めるとのことで、特段心配はないかと思えます。

皆様のご審議をよろしく申し上げます。

○議長（福嶋求仁子君） ありがとうございます。

ただいま事務局、委員さんからの説明が終わりました。この件に関して、農業委員さん並びに推進委員さん方から何かご意見やご質問はございませんでしょうか。特に質問はよろしいでしょうか。

（「ありません」の声あり）

○議長（福嶋求仁子君） それでは、ご意見、ご質問がないようでございますので採決を行います。

第3号議案、農地法第5条第1項の規定による農地の転用、所有権移転、番号2について、承認することに異議がない方は挙手をお願いいたします。

（挙手全員）

○議長（福嶋求仁子君） ありがとうございます。全員挙手でございます。

よって、第3号議案、農地法第5条第1項の規定による農地の転用、所有権移転、番号2は、原案のとおり可決されました。

続きまして、第3号議案、農地法第5条第1項の規定による農地の転用、所有権移転につきまして上程いたします。

所有権移転、番号3につきまして、事務局に説明を求めます。

○事務局 それでは説明申し上げます。議案書の5ページをお願いいたします。

所有権移転番号3の譲受人、譲渡人、土地の表示、地目、面積につきましては議案書に記載してあるとおりです。

転用目的は資材置場への転用で、売買による所有権移転です。

議案書別紙の37ページをお願いします。図面右上の太枠斜線部分が番号3の申

請地で、ルーテル学院グラウンド及び西合志中学校の北東側に位置する農地です。申請地南側及び申請地の間に位置する点線囲みの部分につきましては、今回の事業予定地には含まれておりますが、農地転用許可の必要がない山林及び里道の部分です。

次の38ページが申請地の現況です。

次の39ページが配置図です。申請者は設備・管・土木工事業を営む法人で、当該申請地を売買により取得し、申請人の事業のための資材置場を整備する計画です。

40ページをお願いします。まず、(1)の立地基準についてですが、次の41ページにお示ししておりますとおり、おおむね10ha以上の規模の一団の農地の区域内に存在する農地であることから、第1種農地となり、原則転用することはできませんが、例外規定の隣接土地と一体的利用に該当するため許可可能です。隣接土地と一体的利用とは、農地・山林等を含んだ全体の事業面積のうち、第1種農地の面積の割合が3分の1を超えなければ許可ができる例外規定です。今回の全体の事業面積は4,349.67㎡で、そのうち今回の農地転用申請地である第1種農地は1,426㎡なので、32.8%となり3分の1を下回るため許可可能です。

(2)の一般基準についてですが、1の資力及び信用から11の法令により義務付けられている行政庁との協議の進捗状況について該当あるところについて検討を行いました。特に問題はありませんでした。

事務局からは以上でございます。

○議長（福嶋求仁子君） 事務局の説明に関連いたしまして、担当地区の1番、平山委員に現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。

○1番（平山和敬君） 現地調査につきまして報告します。

6月30日の午前、私と内平推進委員、農業委員会職員とで現地調査を行い、申請代理人より申請内容等をお聞きしました。申請地は農地に面しておらず、周囲は山林及び道路に面しており、申請地の東側は崖になっているため、資材を置く際は境界から離して設置し、崖崩れ防止に努めるとのことです。

皆様のご審議よろしく申し上げます。

○議長（福嶋求仁子君） ありがとうございます。

ただいま事務局、委員さんからの説明が終わりました。この件に関して、農業委員さん並びに推進委員さん方から何か意見やご質問はございませんでしょうか。質問はございませんか。

（「ありません」の声あり）

○議長（福嶋求仁子君） それでは、ご意見、ご質問がないようでございますので採決を行います。

第3号議案、農地法第5条第1項の規定による農地の転用、所有権移転、番号

3について、承認することに異議がない方は挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

○議長(福嶋求仁子君) ありがとうございます。全員挙手でございます。

よって、第3号議案、農地法第5条第1項の規定による農地の転用、所有権移転、番号3は、原案のとおり可決されました。

続きまして、第3号議案、農地法第5条第1項の規定による農地の転用、所有権移転につきまして上程いたします。

所有権移転、番号4につきまして、事務局に説明を求めます。

○事務局 それでは説明申し上げます。議案書の5ページをお願いいたします。

所有権移転番号4の譲受人、譲渡人、土地の表示、地目、面積につきましては議案書に記載してあるとおりです。

転用目的は建築条件付売買予定地への転用で、売買による所有権移転です。

議案書別紙の43ページをお願いいたします。図面右側の太枠斜線部分が番号4の申請地で、合志市総合センターヴィーブル及び県道辛川鹿本線の東側に位置する農地です。

次の44ページが申請地の現況です。

次の45ページが配置図です。申請者は不動産業を営む法人で、当該申請地を売買により取得し、建築条件付売買予定地3区画を整備する計画です。

46ページをお願いいたします。まず、(1)の立地基準についてですが、次の47ページにお示ししておりますとおり、おおむね10ha以上の規模の一団の農地の区域内に存在する農地であることから、第1種農地となり、原則転用することはできませんが、例外規定の住宅その他申請地の周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるものに該当するため許可可能です。

(2)の一般基準についてですが、1の資力及び信用から11の法令により義務付けられている行政庁との協議の進捗状況についてまで該当のあるところについて検討を行いました。特に問題はございません。

事務局からは以上でございます。

○議長(福嶋求仁子君) 事務局の説明に関連いたしまして、担当地区の11番、青木委員に現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。

○11番(青木恵夫君) それでは、現地調査につきまして報告します。

令和4年6月30日の午後、私と渡邊推進委員、農業委員会職員とで現地の調査を行い、申請代理人による申請内容などをお聞きしました。申請地は農地に面しておらず、東、南側の4条申請地との間にはコンクリートブロックを設置し、土砂流出防止に努めるとのことです。

皆様のご審議よろしく申し上げます。

○議長（福嶋求仁子君） ありがとうございます。

ただいま事務局、委員さんからの説明が終わりました。この件に関して、農業委員さん並びに推進委員さん方から意見やご質問はございませんでしょうか。

はい、清原推進委員さんからお願いいたします。

○推20番（清原博幸君） すみません、ちょっと聞き漏らしたのかもしれないですけども、この3区画はそれぞれ独立した建物になるんですか。それとなんか接続したとかちょっと聞いたような気がしたんですけども、どこに接続したのかなあと。

○議長（福嶋求仁子君） それでは、事務局お願いいたします。

○事務局 こちらにつきましては、建築条件付売買予定地3区画を整備する計画で予定されております。

○推20番（清原博幸君） そこは私はわかるんですけど、それは建物ですか。建築条件付だから建物ですね。（「建物です、はい」と呼ぶ者あり）それぞれに。（「はい、それぞれです」と呼ぶ者あり）接続かなんか知らないですけども、なんか付属した建物なので許可が可能かなんかちょっと言っていたように今、聞きたんですけども、ちょっと聞き漏らしたのかも・・・。

○事務局長 今のご質問につきましては、次長のほうが説明の際に申しました第1種農地の不許可の例外規定、集落接続要件のことを聞かれているんじゃないかなと思います。（「集落ですか、わかりました」と呼ぶ者あり）集落接続要件ですね。といいますのは、普通は第1種農地というのは許可は出来ませんと、不許可ですということになっているんですが、例外的に一部こういう条件を満たせば例外的に許可ができますよというのがありまして、その中でこの案件につきましては、集落接続要件といいまして、既存の集落との間に1筆も空けずして、既存の集落の隣に引っついて住宅を建てると。こういう内容に合致して例外的に許可ができるということでの説明でした。以上でございます。

○推20番（清原博幸君） わかりました。集落接続ということを聞き漏らしてしまいました。

○議長（福嶋求仁子君） それでは、今の説明でご了承いただけましたでしょうか。

（「ありません」の声あり）

○議長（福嶋求仁子君） はい、ありがとうございます。その他、ご質問はございませんか。何か言葉に関して、何か疑問に思うようなことで、専門用語とかが出てきたときに、何かわからないときにはぜひご質問をお願いいたします。

それでは、特にその他、ご意見やご質問がないようでございますので、採決を

行います。

第3号議案、農地法第5条第1項の規定による農地の転用、所有権移転、番号4について、承認することに異議がない方は挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

○議長（福嶋求仁子君） ありがとうございます。全員挙手でございます。

よって、第3号議案、農地法第5条第1項の規定による農地の転用、所有権移転、番号4は、原案のとおり可決されました。

続きまして、第3号議案、農地法第5条第1項の規定による農地の転用、所有権移転、番号5の審議に入ります前に、委員の議事参与の制限を規定する農業委員会等に関する法律第31条の規定によりまして、委員は、自己又は同居の親族、もしくはその配偶者に関する事項については、その議事に参与することができないとなっております。

つきましては、その当事者であります○番、○○委員は、議案審議が終了するまで退席をお願いいたします。

それでは、第3号議案、農地法第5条第1項の規定による農地の転用、所有権移転につきまして上程いたします。

所有権移転、番号5につきまして、事務局に説明を求めます。

○事務局 それでは説明申し上げます。議案書の5ページをお願いいたします。

所有権移転番号5の譲受人、譲渡人、土地の表示、地目、面積につきましては議案書に記載してあるとおりです。

転用目的は建売住宅への転用で、売買による所有権移転です。

議案書別紙の49ページをお願いします。図面中央の太枠斜線部分が番号5の申請地で、県道熊本菊鹿線の東側、市営南原住宅の北西側に位置する農地です。

次の50ページが申請地の現況です。

次の51ページが配置図です。申請者は不動産業を営む法人で、当該申請地を売買により取得し、建売住宅4棟を整備する計画です。

52ページをお願いします。まず、(1)の立地基準についてですが、次の53ページにお示ししておりますとおり、申請地は前面道路に水道管及び下水道管が埋設されており、おおむね500m以内に医療施設であるいんどり歯科こども歯科クリニック及び公益的施設であるクローバー保育園が存在しますことから、水管、下水道管が埋設されている沿道で、おおむね500m以内に2つ以上の公共施設等が存在する農地に該当するため第3種農地となり許可可能です。

(2)の一般基準についてですが、1の資力及び信用から11の法令により義務付けられている行政庁との協議の進捗状況についてまで該当のあるところについて検討を行いました。特に問題はありません。

事務局からは以上でございます。

○議長（福嶋求仁子君） 事務局の説明に関連いたしまして、担当地区の5番、高島

委員に現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。

○5番（高島一久君） それでは、現地調査につきまして報告いたします。

令和4年6月30日の午前、私と緒方推進委員、農業委員会職員とで現地調査を行い、申請代理人より申請内容等をお聞きしました。申請地の東側には農地がありますが、写真のとおり既にL型擁壁で土砂流出防止がなされており、また造成、排水について計画もされているため、特段心配はないかと思えます。

皆様のご審議よろしく申し上げます。

○議長（福嶋求仁子君） ありがとうございます。

ただいま事務局、委員さんからの説明が終わりました。この件に関して、農業委員さん並びに推進委員さん方から何かとご意見やご質問はございませんでしょうか。特に質問はよろしかったでしょうか。

（「ありません」の声あり）

○議長（福嶋求仁子君） それでは、ご意見やご質問がないようでございますので、採決を行います。

第3号議案、農地法第5条第1項の規定による農地の転用、所有権移転、番号5について、承認することに異議がない方は挙手をお願いいたします。

（挙手全員）

○議長（福嶋求仁子君） ありがとうございます。全員挙手でございます。

よって、第3号議案、農地法第5条第1項の規定による農地の転用、所有権移転、番号5は、原案のとおり可決されました。

それでは、審議のほうが終わりましたので、退席中の〇〇委員は着席されますよう案内をお願いいたします。

続きまして、第3号議案、農地法第5条第1項の規定による農地の転用、所有権移転につきまして上程いたします。

所有権移転、番号6につきまして、事務局に説明を求めます。

○事務局 それでは説明申し上げます。議案書の5ページをお願いいたします。

所有権移転番号6の譲受人、譲渡人、土地の表示、地目、面積につきましては議案書に記載してあるとおりです。

転用目的は建築条件付売買予定地への転用で、売買による所有権移転です。

議案書別紙の55ページをお願いします。図面中央の太枠斜線部分が番号6の申請地で、西合志第一小学校の西側、合生文化会館の北側に位置する農地です。申請地西側に位置する点線囲みの部分につきましては、今回の事業予定地には含まれておりますが、農地転用許可の必要がない宅地の部分です。

次の56ページが申請地の現況です。

次の57ページが配置図です。申請者は建設業、不動産業を営む法人で、当該申

請地を売買により取得し、建築条件付売買予定地3区画を整備する計画です。

58ページをお願いします。まず、(1)の立地基準についてですが、次の59ページにお示ししておりますとおり、おおむね10ha以上の規模の一団の農地の区域内存在する農地であることから、第1種農地となり、原則転用することはできませんが、例外規定の住宅その他申請地の周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるものに該当するため許可可能です。

(2)の一般基準についてですが、1の資力及び信用から11の法令により義務付けられている行政庁との協議の進捗状況についてまで該当のあるところについて検討を行いました。特に問題はありません。

事務局からは以上でございます。

○議長(福嶋求仁子君) 事務局の説明に関連いたしまして、担当地区の10番、城委員に現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。

○10番(城 英夫君) それでは、現地調査につきまして報告します。

令和4年6月30日の正午、私と谷山推進委員、農業委員会職員とで現地調査を行い、申請代理人より申請内容等をお聞きしました。申請地の南側には農地がありますが、周辺にコンクリートブロックを設置し、土砂流出防止に努め、また造成、排水について計画されているようです。特段心配はないかと思います。

皆様のご審議をよろしく申し上げます。

○議長(福嶋求仁子君) ありがとうございます。

ただいま事務局、委員さんからの説明が終わりました。この件に関して、農業委員さん並びに推進委員さん方から意見やご質問はございませんでしょうか。特に質問はよろしかったでしょうか。

(「ありません」の声あり)

○議長(福嶋求仁子君) それでは、ご意見、ご質問がないようでございますので、採決を行います。

第3号議案、農地法第5条第1項の規定による農地の転用、所有権移転、番号6について、承認することに異議がない方は挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

○議長(福嶋求仁子君) ありがとうございます。全員挙手でございます。

よって、第3号議案、農地法第5条第1項の規定による農地の転用、所有権移転、番号6は、原案のとおり可決されました。

続きまして、第3号議案、農地法第5条第1項の規定による農地の転用、所有権移転につきまして上程いたします。

所有権移転、番号7につきまして、事務局に説明を求めます。

○事務局 それでは説明申し上げます。議案書の5ページをお願いいたします。

所有権移転番号7の譲受人、譲渡人、土地の表示、地目、面積につきましては議案書に記載してあるとおりです。

転用目的は分家住宅への転用で、贈与による所有権移転です。

議案書別紙の61ページをお願いします。図面中央の太枠斜線部分が番号7の申請地で、栄保育園及び県道大津植木線の南側に位置する農地です。

次の62ページが申請地の現況です。

次の63ページが配置図です。申請者は個人で、申請者の母所有の当該申請地を贈与により取得し、分家住宅を整備する計画です。

64ページをお願いします。まず、(1)の立地基準についてですが、次の65ページにお示ししておりますとおり、約7.2haの農地が連たんした区域内に存在しますことから、農地区分は、農業公共投資の対象となっていない10ha未満の小集団の生産性の低い農地に該当するため、第2種農地となり許可可能です。

(2)の一般基準についてですが、1の資力及び信用から11の法令により義務付けられている行政庁との協議の進捗状況についてまで該当のあるところについて検討を行いました。特に問題はございません。

事務局からは以上でございます。

○議長(福島求仁子君) 事務局の説明に関連いたしまして、担当地区の7番、長野員に現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。

○7番(長野昌治君) それでは、現地調査につきまして報告いたします。

令和4年6月30日午前、私と農業委員会職員と現地調査を行い、申請代理人より申請内容をお聞きいたしました。申請地の東側には農地がありますが、境界にコンクリートブロックを設置し、土石流を食い止め、また造成、排水について計画もされているため、特段心配はないかと思います。

皆様のご審議をよろしく申し上げます。

○議長(福島求仁子君) ありがとうございます。

ただいま事務局、委員さんからの説明が終わりました。この件に関して、農業委員さん並びに推進委員さん方から意見やご質問はございませんでしょうか。特にございませんか。

(「ありません」の声あり)

○議長(福島求仁子君) それでは、ご意見、ご質問がないようでございますので、採決を行います。

第3号議案、農地法第5条第1項の規定による農地の転用、所有権移転、番号7について、承認することに異議がない方は挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

○議長（福嶋求仁子君） ありがとうございます。全員挙手でございます。

よって、第3号議案、農地法第5条第1項の規定による農地の転用、所有権移転、番号7は、原案のとおり可決されました。

続きまして、第3号議案、農地法第5条第1項の規定による農地の転用、所有権移転につきまして上程いたします。

所有権移転、番号8につきまして、事務局に説明を求めます。

○事務局 それでは説明申し上げます。議案書の5ページをお願いいたします。

所有権移転番号8の譲受人、譲渡人、土地の表示、地目、面積につきましては議案書に記載してあるとおりです。

転用目的は進入路への転用で、売買による所有権移転です。

議案書別紙の67ページをお願いします。図面中央下部の太枠斜線部分が番号8の申請地で、西合志郵便局及び国道387号の西側に位置する農地です。

次の68、69ページが申請地の現況です。

次の70ページが配置図です。申請者は建築、不動産業を営む法人です。図面右下に記載の申請者所有雑種地を資材置場として利用するため、当該申請地の持分2分の1を売買により取得し、進入路を整備する計画です。

71ページをお願いします。まず、（1）の立地基準についてですが、次の72ページにお示ししておりますとおり、約3.1haの農地が連たんした区域内に存在しますことから、農地区分は、農業公共投資の対象となっていない10ha未満の小集団の生産性の低い農地に該当するため、第2種農地となり許可可能です。

（2）の一般基準についてですが、1の資力及び信用から9の農地の利用集積への支障の有無についてまで該当あるところについて検討を行いました。特に問題はありませんでした。

事務局からは以上でございます。

○議長（福嶋求仁子君） 事務局の説明に関連いたしまして、担当地区の1番、平山委員に現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。

○1番（平山和敬君） 現地調査につきまして報告します。

6月30日午前、私と内平推進委員、農業委員会職員とで現地調査を行い、申請代理人より申請内容等をお聞きしました。申請地南側は農地に面しておりますが、基本的には南側農地よりも低くなります。一部農地よりも高くなる箇所があるため、そちらにつきましては土砂流出防止のためコンクリートブロックを設置すること、特段問題はないと思われま。

皆様のご審議よろしく申し上げます。

○議長（福嶋求仁子君） ありがとうございます。

ただいま事務局、委員さんからの説明が終わりました。この件に関して、農業委員さん並びに推進委員さん方から意見やご質問はございませんでしょうか。特にご質問はございませんか。

(なしの声あり)

○議長（福嶋求仁子君） それでは、ご意見、ご質問がないようでございますので、採決を行います。

第3号議案、農地法第5条第1項の規定による農地の転用、所有権移転、番号8について、承認することに異議がない方は挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

○議長（福嶋求仁子君） ありがとうございます。全員挙手でございます。

よって、第3号議案、農地法第5条第1項の規定による農地の転用、所有権移転、番号8は、原案のとおり可決されました。

続きまして、第3号議案、農地法第5条第1項の規定による農地の転用、所有権移転、番号9につきまして、事務局に説明を求めます。

○事務局 それでは説明申し上げます。議案書の6ページをお願いいたします。

所有権移転番号9の譲受人、譲渡人、土地の表示、地目、面積につきましては議案書に記載してあるとおりです。

転用目的は道路への転用で、売買による所有権移転です。

議案書別紙の73ページをお願いします。図面中央の太枠斜線部分が番号9の申請地で、御代志市民センターの北東側、国道387号線の西側に位置する農地です。

次の74ページが申請地の現況です。

次の75ページが配置図です。申請者は申請地南側に居住する個人で、当該申請地を売買により取得し、自宅への進入のための道路を整備する計画です。

76ページをお願いします。まず、(1)の立地基準についてですが、次の77ページにお示ししておりますとおり、約2.1haの農地が連たんした区域内に存在しますことから、農地区分は、農業公共投資の対象となっていない10ha未満の小集団の生産性の低い農地に該当するため、第2種農地となり許可可能です。

(2)の一般基準についてですが、1の資力及び信用から9の農地の利用集積への支障の有無についてまで該当あるところについて検討を行いました。特に問題はありませんでした。

事務局からは以上でございます。

○議長（福嶋求仁子君） 事務局の説明に関連いたしまして、担当地区の1番、平山委員に現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。

○1番（平山和敬君） 現地調査につきまして報告します。

6月30日午前、私と内平推進委員、農業委員会職員とで現地調査を行い、申請代理人より申請内容等をお聞きしました。申請地東側は農地に面しておりますが、土地を削って東側農地よりも低くすること、土砂流出等の問題はないと思われま。

皆様のご審議をよろしく申し上げます。

○議長（福嶋求仁子君） ありがとうございます。

ただいま事務局、委員さんからの説明が終わりました。この件に関して、農業委員さん並びに推進委員さん方から意見やご質問はございませんでしょうか。特によろしかったでしょうか。

（「ありません」の声あり）

○議長（福嶋求仁子君） それでは、ご意見、ご質問がないようでございますので、採決を行います。

第3号議案、農地法第5条第1項の規定による農地の転用、所有権移転、番号9について、承認することに異議がない方は挙手をお願いいたします。

（挙手全員）

○議長（福嶋求仁子君） ありがとうございます。全員挙手でございます。

よって、第3号議案、農地法第5条第1項の規定による農地の転用、所有権移転、番号9は、原案のとおり可決されました。

続きまして、第3号議案、農地法第5条第1項の規定による農地の転用、賃借権設定につきまして上程いたします。

賃借権設定、番号1につきまして、事務局に説明を求めます。

○事務局 それでは説明申し上げます。議案書の6ページをお願いいたします。

賃借権設定番号1の借人、貸人、土地の表示、地目、面積につきましては議案書に記載してあるとおりです。

転用目的は駐車場への転用で、賃借権設定です。

議案書別紙の79ページをお願いします。図面中央の太枠斜線部分が賃借権設定番号1の申請地で、栄保育園及び県道大津植木線の南側に位置する農地です。申請地の東側に位置する点線囲み部分は、現在建設中の工場及び駐車場として利用予定の申請人所有の宅地です。

次の80ページが申請地の現況です。

次の81ページが配置図です。申請者はガス制御装置、半導体製造装置の製造業を営む法人です。現在建設中の工場が8月末完成予定となっておりますが、完成後の従業員駐車場確保のため、当該申請地を賃借により借り上げ、駐車場を整備する計画です。なお、建設中の工場にて230人を雇用予定であり、申請地で140台分、申請地東の宅地で90台分を確保の計画です。

82ページをお願いします。まず、（1）の立地基準についてですが、次の83ページにお示ししておりますとおり、約7.2haの農地が連たんした区域内に存在しますことから、農地区分は、農業公共投資の対象となっていない10ha未満の小集団の生産性の低い農地に該当するため、第2種農地となり許可可能です。

（2）の一般基準についてですが、1の資力及び信用から9の農地の利用集積

への支障の有無についてまで該当あるところについて検討を行いました。特に問題はありませんでした。

事務局からは以上でございます。

○議長（福嶋求仁子君） 事務局の説明に関連いたしまして、担当地区の7番、長野委員に現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。

○7番（長野昌治君） それでは、現地調査につきまして報告いたします。

令和4年6月30日の午前、私と農業委員会職員とで現地調査を行い、申請代理人より申請内容等をお聞きいたしました。申請地は東、南西側が農地に面していますが、整地等をしっかりされる予定で、土石流の流出も問題ないと思われま。皆様のご審議をよろしくをお願いいたします。

○議長（福嶋求仁子君） ありがとうございます。

ただいま事務局、委員さんからの説明が終わりました。この件に関して、農業委員さん並びに推進委員さん方からご意見やご質問はございませんでしょうか。

はい、清原委員。

○推20番（清原博幸君） たびたびすみません、ちょっと勉強不足なもので、ちょっとこの際伺ったかと思えます。小集団の生産性の低い農地、小集団というのは過疎地という意味になるんですか。1点だけ。

○議長（福嶋求仁子君） それでは事務局から説明よろしいですか。

○事務局 農地の種別を決める基準としまして、10ha以上を超えますと第1種農地という農地になり、転用の難しい農地という形になります。それに満たない場合、第1種農地に比べて生産性の低い農地という扱いになりまして、農地の種別としましては、第2種農地という扱いになって、転用に関しましては、第1種農地に比べてはしやすいものとなっております。

○推20番（清原博幸君） すみません、小集団という言葉の意味をお尋ねしているんですけど。何が小集団なのかですね。家族だったら当然2、3人でしょうかから小集団という意味にもとれるんですけど、家族で耕している量ということだったのか。

○事務局長 まず、農地の固まり、隣が農地、その隣も農地、そのまた先も農地ということで、農地がずっと広がっているところ、その農地のつながりをまとめて一団の農地という言い方をします。（「農地の意味ですか、人のことじゃなくて農地の」と呼ぶ者あり）農地の土地の広がりのことですね、一団の農地、それが10haより小さい集団の農地という意味でここでは表現がしてあります。（「ああ、わかりました。人の意味じゃなくて土地の意味だと」と呼ぶ者あり）はい、そういうことです。（「生産性の低いというのは、狭いという意味も生産性の低いと

とってよろしいんですか。なんか土地がやせているという意味じゃなくって」と呼ぶ者あり) そうですね、ここで言いますのは、基盤整備とかしてあって、1筆が3,000㎡以上とかそういう農地というのは大型機械で耕せるので生産性が高い農地となりますけれども、それに比べて、それほど優良な条件が整っていないということでの生産性がやや劣るという意味でここでは記載してあります。(「わかりました」と呼ぶ者あり)

○議長(福嶋求仁子君) それでは、平野委員、お願いいたします。

○4番(平野昭代君) すみません、2種農地ということで、通常だと代替性を考えるところだと思うんですけど、今回、検討不要となっていますけど、先ほども検討不要だったんですけど、これはどういった考え方で検討不要となっているのか。

○事務局長 今、平野委員さんのご質問につきましては、要は、第2種農地とか第1種農地で転用しようとする場合は、そんな優良な農地じゃなくてもっと他の場所、他の農地以外の場所でその事業を検討すべきじゃないですかということで、他の場所でも検討してもらうんですね。他の場所での農地以外のところとかで検討してもらって、そこがこういう理由でだめでした、こっちの場所もこういう理由でだめでしたと、もうこの農地しかあとは残っていないので、この農地を転用するんですという、そういう代替性の検討というんですけども、そういうのをしなければならぬということになっていまして、確かに2種農地は代替性の検討が必要ということになっております。ですが、先ほども2種農地で代替性の検討は不要ということになっていたということで、これは本当に専門的な話になってくるんですけども、その農地が仮に第1種農地だとしたときに、集落接続要件を満たしていて、第1種農地だったとしても集落接続要件で例外規定で許可ができる農地かどうかと。それで集落接続要件で許可ができる農地ですということであれば、その農地が第2種農地だったときには、代替性検討不要ということで制度上定まっていますので、そういったことで第2種農地であっても検討不要という場合があります。そういうお答えになります、以上でございます。

○議長(福嶋求仁子君) よろしいでしょうか平野委員。よろしいですか。(「はい、ありがとうございました」と呼ぶ者あり) よろしいですか。ありがとうございます。1種農地とそれから2種農地の要件の違いとか、徐々に勉強を進めていければと思っております。

それでは、その他、ご質問、ご意見とかございませんでしょうか。では、よろしかったでしょうか。

(「ありません」の声あり)

○議長(福嶋求仁子君) それでは、その他、ご質問がないようでございますので、採決を行います。

第3号議案、農地法第5条第1項の規定による農地の転用、賃借権設定、番号

1について、承認することに異議がない方は挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

○議長(福嶋求仁子君) ありがとうございます。全員挙手でございます。

よって、第3号議案、農地法第5条第1項の規定による農地の転用、賃借権設定、番号1は、原案のとおり可決されました。

なお、本案件につきましては、転用規模が3,000㎡を超えるために、許可に際しましては、農地法第5条第3項の規定に基づき、熊本県農業委員会ネットワーク機構へ意見の聴取を行います。

続きまして、第4号議案に入ります前に、委員の議事参与の制限を規定する農業委員会等に関する法律第31条の規定によりまして、委員は、自己又は同居の親族、もしくはその配偶者に関する事項については、その議事に参与することができないとなっております。

つきましては、その当事者であります推進委員3番の吉岡委員は、議案審議が終了するまで退席をお願いいたします。

それでは、第4号議案、農業経営基盤強化促進事業における掘り起こしにつきまして上程いたします。

事務局に説明を求めます。

○事務局 それでは、議案書7ページをお開きください。

第4号議案、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画、利用権設定の決定についてご説明申し上げます。

次に8ページは農用地利用集積計画の総括表です。左側が今回の7月総会分、右側が令和4年1月、第1回からの利用権設定面積の累計数になります。

次の9ページが今回の利用権設定等状況一覧表です。表の右側、農用地の面積(イ)の計の下が利用権設定、総合計の面積、54,610㎡です。

次の10ページをご覧ください。

今月の利用権設定申出書・計画書の件数は12件です。

1番から9番が再設定です。10番から12番は新規の申請となっております。

貸人・借人、経営面積、利用権を設定する農地につきましては議案書に記載のとおりです。個別の内容につきましては、利用権の種類、利用内容、期間、10a当たりの賃借料の順に説明いたします。

番号1、賃借権、WCS、10年、15,000円(各筆)。

番号2、賃借権、大麦若葉、10年、12,000円(各筆)。

番号3、賃借権、水稻、10年、米1俵。

番号4、賃借権、飼料作物、5年、15,000円(各筆)。

番号5、賃借権、麦、5年、20,000円。

11ページをご覧ください。

番号6、賃借権、水稻、5年、25,000円。

番号7、賃借権、水稻、5年、25,000円。

番号8、賃借権、WCS、5年、25,000円。

番号9、賃借権、水稻、10年、25,000円。

番号10、賃借権、イタリアン・WCS、5年、20,000円。

番号11、賃借権、イタリアン・WCS、5年、15,000円。

番号12、賃借権、イタリアン・WCS、5年、20,000円。

以上、第5号議案は農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えられます。

次に、11ページ下段の農地法第18条第6項の規定、合意解約による通知書の集計を報告いたします。

今回の合意解約件数は、6件、19,454㎡でございます。

内契約予定件数が、6件、19,454㎡でございます。

内契約がない件数、0件、0㎡で、今回は、すべて次の契約が予定されております。これで説明を終わります。

○議長（福嶋求仁子君） ありがとうございます。

ただいま事務局からの説明が終わりました。委員さん方で何か意見やご質疑はございませんでしょうか。

（「ありません」の声あり）

○議長（福嶋求仁子君） 特に、ご意見やご質問がないようでございますので採決を行ってもよろしいでしょうか。

それでは、第4号議案、農業経営基盤強化促進事業における掘り起こしについて、承認することに異議がない方の挙手をお願いいたします。

（挙手全員）

○議長（福嶋求仁子君） ありがとうございます。全員挙手でございます。

よって、第4号議案、農業経営基盤強化促進事業における掘り起こしにつきましては、原案のとおり可決されました。

それでは、4号議案の審議が終わりましたので、退席中の吉岡委員さん、ご着席されますようお願いいたします。

続きまして、第5号議案、農地のあっせん委員の指名につきまして上程いたします。

事務局に説明を求めます。

○事務局 それでは説明申し上げます。議案書12ページをお開きください。

賃借希望番号1、あっせん申出者の住所、氏名、申出内容、土地の表示、地目、面積につきましては議案書のとおりとなっております。

続けて申請地の場所ですが、13ページになります。

太枠斜線部分が申出地で、西合志中学校の北西側、県道熊本菊鹿線の東側に位置する農地です。

あっせん申し出の理由としましては、口頭契約にて親戚に貸していたものの、

その親戚が高齢により耕作をやめることになったため、あっせんを申し出てきた次第です。

あっせん委員についてですが申出地区域の担当委員であります高島委員、坂口委員、上野推進委員にお願いします。

事務局からの説明は以上でございます。

○議長（福嶋求仁子君） ただいま事務局からの説明が終わりましたが、何かご質疑はございませんでしょうか。特によろしかったでしょうか。

（「ありません」の声あり）

○議長（福嶋求仁子君） それでは、質問などご意見がないようでございますので採決を行います。

第5号議案、農地のあっせん委員の指名につきまして、承認することに異議がない方の挙手をお願いいたします。

（挙手全員）

○議長（福嶋求仁子君） ありがとうございます。全員挙手でございます。

よって、第5号議案、農地のあっせん委員の指名につきまして、原案のとおり可決されました。

あっせん委員の皆様におかれましては、大変ご苦勞でございますがよろしくお願いたします。

以上で議案のほうが終わりましたので、事務局へお返しいたします。

-----○-----

#### （4）閉会

○事務局長 それでは、長時間にわたります慎重審議ありがとうございました。

以上をもちまして、令和4年7月の農業委員会総会を閉会いたします。

皆さん、どうもお疲れさまでした。

-----○-----

閉 会 午後2時50分